

## 伊丹市インターンシップ事業概要（注意事項）

### 実習対象者

インターンシップの対象者は、翌年度の伊丹市職員採用試験の受験を検討している学生を対象とします。

（令和5年度に4年制大学の3回生の方）

※技術職志望者については、短期大学、高等専門学校、専修学校に在学中で

令和7年3月卒業見込みの方も応募可能です。

### 実習生の受入手続き等

兵庫県電子申請システムの「伊丹市インターンシップ申込フォーム」より、必要事項を入力し、実習希望の申込みをしてください。第三希望まで入力できますが、第一希望のみでも構いません。

また、受入定員を超過し、希望する所属にて実習が受けられない場合に、空いている所属においても実習を希望するかを回答願います。

### 報酬・交通費等

実習の受入れを決定した学生には、賃金、報酬、手当、旅費等は支給されません。

交通費は自己負担となります。

### 実習生の服務

実習生の服務は以下の通りとなります。

- 市は、実習生に対し、市職員としての身分を付与しないものとする。
- 実習生は、実習時間中は市職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。
- 実習生は、実習期間中は市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

### 外部への発表等

実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、必ず事前に人事課長及び実習生受け入れ担当課の承認を得てください。

### 実習中における事故責任等

実習生の事故責任等の取り扱いは以下の通りとなります。

- 実習生は実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければならない。
- 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負いません。

### 災害補償等

実習生の市における実習期間中及び実習先と自宅との往復行為の途上における災害、事故等によって生じた災害補償等について、市はその責任を負いません。

### 実習生の提出書類

- 実習生は、本事業概要（注意事項）を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書を実習の前までに提出してください。
- 実習生は、市に対して傷害保険の加入を証明する書類の写し及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを実習の前までに提出してください。

### 実習の中止又は変更

- 実習生が本事業概要（注意事項）に違反する行為を行ったときは、実習生の実習をただちに中止します。
- 台風等の天候不順や天災等の発生により実習の運営に危険が及ぶおそれがあると判断したとき、その他必要と認めるときは、実習生の実習を中止又は変更します。  
その際には、市 HP での周知及びメール・電話等でご連絡いたします。